

平成十四年農林水産省告示第千百八十四号（農業近代化資金融通法施行令第一条第九号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める事項及び農林水産大臣の定める基準を定める件）等の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集について

令和8年8月20日
農林水産省経営局

この度、平成十四年農林水産省告示第千百八十四号（農業近代化資金融通法施行令第一条第九号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める事項及び農林水産大臣の定める基準を定める件）等の一部を改正する告示案について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律及び農業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、並びに昨今の農業融資の実態を踏まえ、平成十四年農林水産省告示第千百八十四号（農業近代化資金融通法施行令第一条第九号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める事項及び農林水産大臣の定める基準を定める件）等を改正し、農業近代化資金の使途の追加等の措置を講ずるほか、条項ずれの手当を行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

（1）e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

（2）農林水産省経営局金融調整課において配布

3 意見・情報の提出方法

（1）e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省経営局金融調整課

4 意見・情報の提出上の注意

- ・ 提出の意見・情報は、日本語に限ります。
- ・ 電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。
- ・ 提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記してください。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和8年8月20日～令和8年9月6日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・ 平成十四年農林水産省告示第千百八十四号等の一部を改正する告示案